

千葉県報

定例
令和5年1月10日

主要目次

- 告示
一 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
- 一 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
- 一 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 一 選挙管理委員会告示
- 二 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数
- 公告
三 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
- 三 特定調達公告
- 三 入札公告

告示

千葉県告示第九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年千葉県告示第二百二十七号（土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和五年一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 印西市大塚二丁目四番一の一部及び四番二の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 三 当該区域において講じられた実施措置 土壤汚染の除去
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年千葉県告示第二百二十八号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指

定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和五年一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 印西市大塚二丁目四番一の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所において縦覧に供する。

令和五年一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

上大和田町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第一六号までを順次結んだ線及び標柱第一六号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域並びに標柱第一七号から標柱第二九号までを順次結んだ線及び標柱第二九号と標柱第一七号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市区町村名	大字名	地番
一	千葉市緑区	上大和田町	二六九番
二	〃	〃	五四六番
三	〃	〃	五四六番
四	〃	〃	五四六番
五	〃	〃	五四七番
六	〃	〃	五四八番
七	〃	〃	五四八番
八	〃	〃	五四九番
九	〃	〃	五四九番
〇	〃	〃	五四九番
一	〃	〃	五四九番

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二五八番一	五四九番	五四九番	二六四番	二六八番	二五四番一	二五六番	二五八番一	二五八番一	二五八番一	二五〇番	五五〇番	五五二番	五五二番	五五二番	五五二番	五五二番	五五二番

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和五年一月十日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数 一〇五、五二八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五九、五四八人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区	一六、七八七人
千葉市中央区選挙区	五九、一八八人
千葉市花見川区選挙区	四九、九〇六人
千葉市稲毛区選挙区	四三、九九六人
千葉市若葉区選挙区	四一、六七五人
千葉市緑区選挙区	三五、六四〇人
千葉市美浜区選挙区	四一、二四五人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	二〇、一二七人
館山市選挙区	一三、〇七四人
木更津市選挙区	三七、六四〇人
野田市選挙区	四三、〇〇四人
茂原市選挙区	二五、一五五人
成田市選挙区	三五、〇七三人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五四、三九九人
東金市選挙区	一六、二一四人
旭市選挙区	一七、八二五人
習志野市選挙区	四八、三五〇人
柏市選挙区	一一九、五一五人
勝浦市・夷隅郡選挙区	九、五二九人
市原市選挙区	七六、三五九人
流山市選挙区	五五、二〇三人
八千代市選挙区	五五、九一九人
我孫子市選挙区	三七、三一四人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二一、七八〇人
鎌ヶ谷市選挙区	三一、〇〇六人
君津市選挙区	二三、四四三人
富津市選挙区	一一、三六七人

浦安市選挙区	四六、九一人
四街道市選挙区	二六、一二九人
袖ヶ浦市選挙区	一八、〇二〇人
八街市選挙区	一九、〇九七人
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、五四七人
白井市選挙区	一七、一六三人
富里市選挙区	一三、五四八人
匝瑳市選挙区	九、九一六人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二六、六三〇人
山武市・山武郡選挙区	二七、〇〇四人
いすみ市選挙区	一〇、五五二人
大網白里市選挙区	一三、九〇六人
四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	
市川市選挙区	一三五、〇四九人
船橋市選挙区	一五五、八六九人
松戸市選挙区	一三五、九〇八人

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年一月十日から五月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年一月十日から五月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年一月十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）クリエイトS・D東金家徳店
 東金市家徳字南下六一番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

- 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
- 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
- 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
- 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 令和五年八月十二日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、三五五平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
 五二台
- 6 駐車場の収容台数
 三九台
- 7 荷さばき施設の面積
 二四平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
 七立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十時まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
 二か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
 令和四年十二月十二日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のおり一般競争入札に付する。

令和5年1月10日

<p>千葉県東葛飾障害者相談センター所長 中 村 貴 一</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 けやきプラザで使用する電力 予定電力量 1, 682, 000キロワット時</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 我孫子市本町三丁目1番2号 けやきプラザ</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 別に定める「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県東葛飾障害者相談センター 管理課 電話04(7165)2422</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年1月10日から2月2日まで(千葉県の休日に関</p>	<p>する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年2月21日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年2月21日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年2月22日午後3時 けやきプラザ3階千葉県東葛飾障害者相談センター待合室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号)の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県東葛飾障害者相談センター所長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年2月2日午後5時まで</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年2月2日午後5時まで</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県東葛飾障害者相談センター所長が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成さ</p>
--	---

れた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とす。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to be consumed at Keyaki-Plaza Building; Estimated consumption of electric power 1,682,000kWh/year

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 21 February, 2023

(3) Contact point for the notice: Administration Division, Higashikatsumishika Counseling Center for the Rehabilitation of the Disabled, Keyaki-Plaza Building, 3-1-2 Hon-cho, Abiko-shi, Chiba Prefecture, 270-1151 Japan TEL 04-7165-2422

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

一

六

五

八

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八

県

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六